

○総務省告示第五百七十一号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七
七条第一項の規定により、安達郡本宮町及び同郡
白沢村を廃し、その区域をもって本宮市を設置す
る旨、福島県知事から届出があったので、同条第
七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十九年一月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十八年十一月二日

総務大臣 菅 義偉

○総務省告示第五百七十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けよとする
政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十八年十一月二日

政党の名称 異動事項
自由民主党 支部の数 七五五七
うち法第十四
条第二項に規
定する支部の
数 七五五七

新

七五四四

旧

平成十八年十月二
日

総務大臣 菅 義偉

○総務省告示第五百七十二号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
七条第一項の規定により、津久井郡城山町を廃し、
その区域を相模原市に編入する旨、神奈川県知事
から届出があったので、同条第七項の規定に基づ
き、告示する。
右の処分は、平成十九年三月十一日からその効
力を生ずるものとする。
平成十八年十一月二日

総務大臣 菅 義偉

民主党

公明党

所属国会議員
の住所

赤松 広隆

寺田 学

古川 元久

村井 宗明

支部の数

うち法第十四
条第二項に規
定する支部の
数

代表者

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

平成十八年十月三
日

平成十八年十月五
日

会計監査を行
うべき者

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

船田 元

渡海紀三朗

兵庫県高砂市曾根
町二二四八

生年月日

昭和二十三年二月
十一日

昭和三十八年九月二
十九日

平成十八年九月二
十九日

武部 勤

中川 秀直

岡山県岡山市北長瀬
町一三二二七

氏名

住所

会計監査を行
うべき者

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

若松 謙維

谷口 隆義

大阪府大阪市淀川
区塚本五一五

生年月日

昭和二十四年四月
十八日

平成十八年九月三
十日

北側 一雄

大阪府堺市堺区南
三国ヶ丘町四一
三一九

氏名

住所

氏名

住所

冬柴 鐵三

昭和三十八年三月
二日

平成十八年九月三
十日

昭和三十八年三月
二日

昭和三十八年九月三
十日

昭和三十八年九月三
十日

昭和三十八年九月三
十日

昭和三十八年九月三
十日

昭和三十八年九月三
十日

昭和三十八年九月三
十日

昭和三十八年九月三
十日

昭和三十八年九月三
十日